

## 船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第130号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年7月11日 10時30分ごろ	
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬灯台から真方位210° 1,100m付近 (概位 北緯34° 34.3′ 東経137° 00.6′)	
事故等調査の経過	平成22年7月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>こうえい</sup> 孝栄丸、8.65トン AC2-3183（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 <sup>こうえい</sup> 好栄丸、3.0トン AC3-36422（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部に破口	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、手動操舵により伊良湖岬沖を北西進し、B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を東北東に向けて伊良湖岬沖で漂流し、後部甲板で操業の後片付けを行っていた。 両船は、平成22年7月11日10時30分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部が衝突した。 両船は、自力で帰港した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南東、風力 2、視程 約10km 海象：平穏	
その他の事項	船長Aは、衝突して初めてB船の存在に気付いた。 船長Bは、衝突してA船の存在に気付いた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、伊良湖岬沖を北西進中、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、伊良湖岬沖で漂流中、適切な見張りを行っていなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、伊良湖岬沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	

